

別紙

開示しない部分及びその理由

■ 指導経過記録票（受付番号〇及び〇）

対象箇所	不開示部分	不開示理由
全ての日時の指導経過記録欄	【相談主訴】欄	児童相談所の評価・判断に関する情報又は児童相談所の相談業務の詳細に関する情報であり、開示することにより相談援助の方針が明らかとなり、又は相談者及び関係者との信頼関係が損なわれ、児童相談所の相談業務の遂行に支障が生じるおそれがあり、個人情報保護法第78条第1項第7号により不開示（以下「7号不開示」という。）
以下の個別日時以外の指導経過記録票の一部	【面接調査日時】欄 【担当者】欄 【面接調査区分】欄 【面接調査人数】欄 【要旨】欄 【詳細】欄	開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあり、個人情報保護法第78条第1項第2号により不開示 7号不開示
令和〇.〇.〇〇:〇の記録	【詳細】欄の一部	7号不開示
令和〇.〇.〇〇:〇の記録	【詳細】欄の一部	7号不開示

■ 審判書（令和〇年〇月〇日付）

対象箇所	不開示部分	不開示理由
審判書の一部	印影	開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、個人情報保護法第78条第1項第5号により不開示（以下「5号不開示」という。）

■ 答弁書（令和〇年〇月〇日付）

対象箇所	不開示部分	不開示理由
答弁書の一部	印影	5号不開示